

議員提出議案第四十六号

青森市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について（可決）

右の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び会議規則第十四条の規定により提出します。

平成二十二年十一月二十六日

青森市議会議長様

提出者	賛成者
青森市議会議員	青森市議会議員
花田明仁	大矢保
齋藤憲雄	藤原浩平
秋村光男	柴田久子
長谷川章悦	〃

青森市議会委員会条例の一部を改正する条例

青森市議会委員会条例（平成十七年青森市条例第二百三十一号）の一部を次のように改正する。
第四条第二項中「十一人」を「十三人」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

提案理由

議会運営委員会の委員の定数を改正するため、提案するものである。